

○生駒市議会基本条例の一部を改正する条例

生駒市議会基本条例(平成25年12月生駒市条例第36号)新旧対照表

現行	改正案
目次	目次
前文	前文
第1章 総則(第1条)	第1章 総則(第1条)
第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)	第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)
第3章 市民と議会との関係(第4条―第6条)	第3章 市民と議会との関係(第4条―第7条)
第4章 行政と議会との関係(第7条―第10条)	第4章 行政と議会との関係(第8条―第11条)
第5章 議会運営(第11条―第16条)	第5章 議会運営(第12条―第17条)
第6章 議員(第17条―第20条)	第6章 議員(第18条―第21条)
第7章 議会事務局の体制(第21条)	第7章 議会事務局の体制(第22条)
第8章 最高規範(第22条)	第8章 最高規範(第23条)
第9章 見直し手続(第23条)	第9章 見直し手続(第24条)
附則	附則
	(パブリックコメント手続)
	<u>第7条 議会は、議員又は常任委員会、特別委員会若しくは議会運営委員会が、条例の制定又は改廃に係る議案を提出しようとするときは、パブリックコメント手続を行うことができる。</u>

第7条～第10条 略

第11条・第12条 略

(委員会活動)

第13条 常任委員会及び特別委員会(以下これらを「委員会」という。)は、専門性を生かして充実した議案の審査を行うとともに、市の諸課題に対して迅速かつ的確に対応するため、調査研究活動を行うものとする。

2 委員会は、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

3 委員会は、議案の審査並びに政策の立案及び提言を行うため、必要に応じてテーマを定めた調査研究を行うとともに、市民懇談会及び専門的知見を活用するものとする。

第14条～第16条 略

第17条～第20条 略

第21条 略

第22条 略

第23条 略

2 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第8条～第11条 略

第12条・第13条 略

(委員会活動)

第14条 常任委員会及び特別委員会は、専門性を生かして充実した議案の審査を行うとともに、市の諸課題に対して迅速かつ的確に対応するため、調査研究活動を行うものとする。

2 常任委員会及び特別委員会は、政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

3 常任委員会及び特別委員会は、議案の審査並びに政策の立案及び提言を行うため、必要に応じてテーマを定めた調査研究を行うとともに、市民懇談会及び専門的知見を活用するものとする。

第15条～第17条 略

第18条～第21条 略

第22条 略

第23条 略

第24条 略